

議案第3号 霧島市地域公共交通計画及びフィーダー補助認定申請の変更について

牧園地区デマンド交通の運行エリア拡大に伴い、霧島市地域公共交通計画及びフィーダー補助認定申請の変更を行う。

変更箇所

(1) 地域公共交通計画

ページ	修正箇所	修正内容	修正理由
1	図 25 (P45)	デマンド運行エリア追加⑳㉑㉒	運行エリア拡大のため
2	表 13 (P46)	デマンド運行エリア追加⑳㉑㉒	
	表 14 (P47)	万膳・川影線→牧園線へ修正	

(2) フィーダー補助認定申請

ページ	修正箇所	修正内容	修正理由
3	2(1)	万膳・川影線を牧園線へ路線名変更	運行エリア拡大のため
4	4	牧園万膳・川影地域を牧園地域へ変更	
5	表 1	運行系統(16)を修正（路線名、計画運行回数）	
6	表	万膳・川影線→牧園線へ修正	

3 牧園・霧島地域

- 牧園ふれあいバスの1便当たりの利用者は、多くの系統で2人を下回っています。
- ふれあいバス・路線バスともに「牧園麓」停留所を経由することから、同停留所における乗継時間の適正化を図るため、ふれあいバスのダイヤの見直しを進める必要があります。
- 現在、主要交通拠点から霧島神宮への直行便は、1路線（⑩国分駅～霧島神宮駅～霧島いわさきホテル）のみです。令和4（2022）年2月に、「霧島神宮本殿、幣殿、拝殿」が国宝に指定され、観光客の霧島神宮への移動ニーズはますます高まっていること等を踏まえ、鹿児島空港、霧島神宮、霧島神宮駅を結ぶ路線の創設を検討していく必要があります。
- 医師会医療センター線④は、平日の毎日運行であり、「医療センター」停留所で市街地循環バスとの接続を図っています。牧園地域と国分中心市街地を結ぶ運行形態であり、潜在的な利用ニーズは高い一方で利用者数は低迷していることから、地域住民への周知・広報を強化していく必要があります。

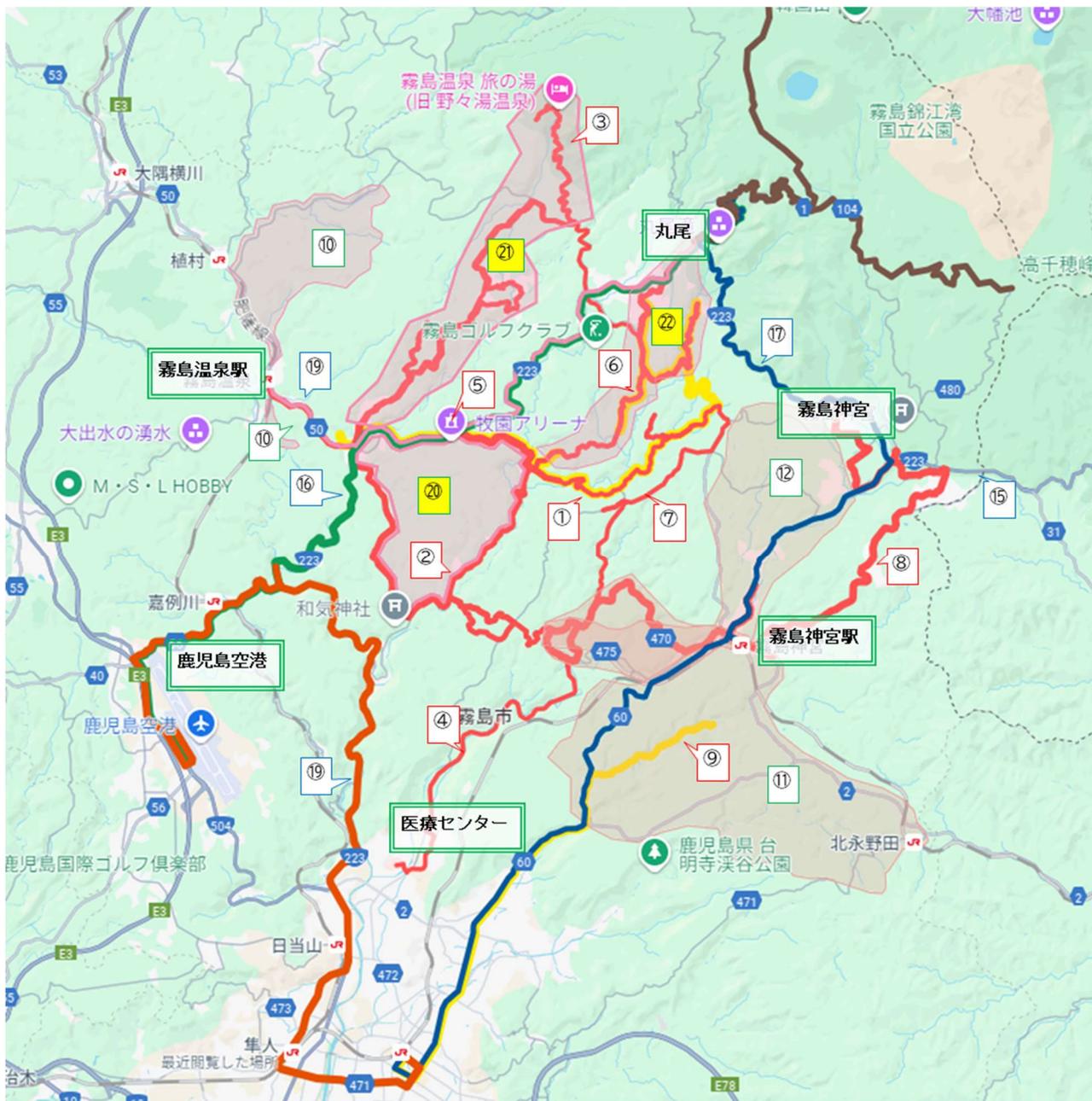


図 25 牧園・霧島地域のバス路線網

表 13 牧園・霧島地域を運行するバス路線

	区分	路線名	運用便数	R3 年度 1 便当たり 利用者数
①	ふれあいバス 牧園	甲辺線	月～金：2 便/日	1.6 人
②		中津川線	月：2 便/日	1.2 人
③		三体線	水：3 便/日	0.7 人
④		医師会医療センター線	月・水・木：3 便/日 火・金：2 便/日	1.1 人
⑤		丸尾線	火・水・木：2 便/日	1.6 人
⑥		高千穂線	火・木：2 便/日	2.6 人
⑦		持松線	金：2 便/日	2.5 人
⑧	霧島ふれあいバス（霧島・桂内・霧島神宮駅・神乃湯線）		火・木：6 便/日	1.4 人
⑨	霧島ふれあいバス（永水小学校線）		月～金：2 便/日	3.1 人
⑩	ドデ 交マ ン	万膳・川影線	火・木：6 便/日	—
⑪		永水・向田線	月・水・金：6 便/日	1.1 人
⑫		狭名田・野上線	火・木：6 便/日	1.0 人
⑮	路線 バス	都城駅～高千穂牧場～霧島神宮線	毎日：6 便/日 月～金：6 便/日	2.9 人
⑯		鹿児島空港～霧島いわさきホテル線	毎日：6 便/日 月～金：2 便/日	4.5 人
⑰		国分駅～霧島神宮駅～霧島いわさきホテル線	毎日：6 便/日 月～金：6 便/日	6.2 人
⑱		霧島温泉駅線	月～金：12 便/日	0.9 人
⑲	妙見路線バス		毎日：10 便/日	1.3 人
⑳	ドデ 交マ ン	中津川線	火・木：6 便/日	—
㉑		三体線		
㉒		丸尾線		

①～⑨、⑮～⑱：鹿児島交通㈱、⑩：㈱タクシー国際、⑪⑫：㈱有村観光

②③⑤：令和 6 年 12 月末廃止

表 14 補助制度との連動（牧園・霧島地域）

系統	役割	確保・維持策	必要性
牧園線（デマ ンド交通）【万膳・ 川影、中津川、三 体、丸尾】(⑩ ⑳㉑㉒)	牧園地区内【万膳・川影、中津川、三体、丸尾】の交通空白地を運行し、霧島温泉駅にて JR 肥薩線に接続する。	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行を目指す。	牧園地域の住民の利用に供する路線であり、通院、買物時の移動手段としての役割を担っている。また、霧島温泉駅では、JR 肥薩線へ乗換することにより、中心市街地への移動が可能となるなど、地域に欠かせない路線である。
永水・向田線 （デマ ンド交 通）(⑪)	霧島永水・向田地区内の交通空白地を運行し、霧島神宮駅にて地域間幹線系統（国分駅～霧島神宮駅～霧島いわさきホテル）に接続する。	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行を目指す。	霧島地域の永水、向田地区の住民の利用に供する路線であり、通院、買物時の移動手段としての役割を担っている。また、霧島神宮駅では、地域間幹線系統（国分駅～霧島神宮駅～霧島いわさきホテル）へ乗換することにより、中心市街地への移動が可能となるなど、地域に欠かせない路線である。
狭名田・野上線 （デマ ンド交 通）(⑫)	狭名田・野上地区内の交通空白地を運行し、霧島神宮駅にて地域間幹線系統（国分駅～霧島神宮駅～霧島いわさきホテル）に接続する。	地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用し、持続可能な運行を目指す。	霧島地域の狭名田・野上地区の住民の利用に供する路線であり、通院、買物時の移動手段としての役割を担っている。また、霧島神宮駅では、地域間幹線系統（国分駅～霧島神宮駅～霧島いわさきホテル）へ乗換することにより、中心市街地への移動が可能となるなど、地域に欠かせない路線である。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市は、交通空白・不便地域に居住する高齢者や障がい者、学生等の交通弱者等に配慮した輸送サービスの整備を行うことを目的に、平成20年4月からふれあいバスを運行している。

また、ふれあいバスの利用者が少ない地域における新たな移動手段として、平成23年10月から旧霧島町永水地区をはじめとして、市内7地区でデマンド交通の運行を開始し、高齢者等の交通移動手段を拡充するとともに、地域住民の利便性の向上を図ってきたところである。

バスをはじめとする旅客運送サービスの需要の縮小に伴う交通事業者の経営の悪化や運転手不足の深刻化などにより、路線バスの維持・確保がますます厳しくなる状況の中、市が運行主体であるふれあいバス及びデマンド交通は、通学、通院、買い物等、交通弱者の「生活の足」として、地域に必要不可欠な交通移動手段であり、その維持・確保は大変重要な課題である。

加えて、利便性が高く持続可能な運行形態を確保するためには、地域のニーズにきめ細やかに対応していくことが重要であり、本市は、路線バスの廃止に伴う新たな移動手段として、令和3年10月から、ジャンボタクシーによるICTを活用した「はやと循環ワゴン」の運行を開始するなど、地域の移動ニーズにあった、新たな旅客運送サービスを積極的に展開している。

このようなことから、今後も継続して、ふれあいバス等の路線を維持・確保するとともに、市内小中学校等の児童生徒の通学手段の確保、中山間地域の活性化を図ること等を目的に、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用するものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

対象路線の1便あたり目標乗車人員は次のとおり。

令和7年度の目標は、直近年度の実績に1.1を乗じて算出した。(ただし、当該算出により2.0人を下回るふれあいバスは2.0人とした。)

路線名	R7年度	R8年度	R9年度
空港崎森線	2.0人	4.0人	4.0人
福地・池之谷線	2.0人	3.0人	3.0人
比叢木野線	2.0人	3.0人	3.0人
福地線(スクール対応)*登校便	2.3人	3.0人	3.0人
福地線(スクール対応)*下校便	2.0人	3.0人	3.0人
福沢線(スクール対応)*登校便	4.7人	4.8人	4.8人
福沢線(スクール対応)*下校便	2.0人	3.0人	3.0人
永水・向田線	1.4人	1.5人	1.6人
狭名田・野上線	1.1人	1.2人	1.3人
佳例川線	1.5人	1.6人	1.7人
福山線	1.1人	1.2人	1.3人
福沢線	1.6人	1.7人	1.8人
山ノ口・小脇・今村植村線	1.1人	1.2人	1.3人
はやと循環ワゴン(右回り)	4.3人	4.4人	4.5人
はやと循環ワゴン(左回り)	3.6人	3.7人	3.8人
万膳・川影線 牧園線	1.1人	1.2 1.4人	1.3 1.5人
きりしまMワゴン(国分・隼人地区)	1.3人	1.4人	1.5人
きりしまMワゴン(溝辺地区)	1.8人	1.9人	2.0人

(2) 事業の効果

- ふれあいバス等の地域内フィーダー路線を維持することにより、特認校児童の通学手段及び高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。
- 幹線・支線のネットワークの連携を図ることで、中心部への通院・買い物・通学手段や空港へのアクセス手段を確保できるとともに、地域間交流の活性化にも資するものである。
- 国・県・市及び事業者の連携の下、より住民のニーズに即したよりよい交通ネットワークの構築を図ることができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

<利用者の移動実態に応じたふれあいバスの運行>

- ふれあいバス、デマンド交通の利用実態に見合った運行の見直し（霧島市）
 - 交通モード間の乗継の推進（霧島市、公共交通事業者）
- ※霧島市地域公共交通計画 P51, 52, 54 参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統及び運行予定者

- ① 予定している時刻・運行予定期間
地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書「表1」を添付
- ② 運行事業者の決定経緯
 - ふれあいバス
溝辺地区・・・南国交通(株)
福山地区・・・鹿児島交通(株)
当該地区において、国土交通大臣の運行許可を取得し、路線バスを運行している事業者は、それぞれ1社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
 - デマンド交通
 - ① 霧島地区永水・向田地域・・・(株)有村観光
 - ② 霧島地区狭名田・野上地域・・・第一交通(株)
 - ③ 福山地区佳例川地域・・・(有)中村タクシー
 - ④ 福山地区福山地域・・・(有)中村タクシー
 - ⑤ 福山福沢地域・・・旭交通(株)
 - ⑥ 横川山ノロ・小脇・今村植村地域・・・(株)タクシー国際
 - ⑦ 牧園~~万膳~~・川影地域・・・(株)タクシー国際

<①～④及び⑥～⑦>
運行区域内又は運行区域近隣に営業所を有する事業者は、それぞれ1社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

<⑤>
営業区域近隣に営業所を有する事業者は(有)中村タクシーであるが、同社は本市内において3区域のデマンド交通を受託している。そのため、同社の運行体制への負荷を勘案し、(有)中村タクシー及び比較的近隣に営業所のある旭交通(株)の両者と協議を行った結果、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、旭交通(株)と随意契約を締結している。
 - はやと循環ワゴン
(有)中村タクシー、(株)有村観光
(運行事業者決定の経緯)
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、運行区域の拠点である隼人駅近隣に営業所を有する上記タクシー事業者と運行委託契約を締結している。
 - きりしまMワゴン
(有)中村タクシー、旭交通(株)
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により運行委託契約を締結する。
- ③ 地域内フィーダー系統の補足
※霧島市地域公共交通計画 P40～P49 参照
- ④ 系統図、時刻表
別途添付

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統キロ程	計画運行 日数	計画運行回数	利便増進 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準に該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策 (別表7のみ)
霧島市	旭交通㈱	福沢線 (12)		福山町・福沢			103日	185回		①	区域	③
霧島市	㈱タクシー国際	山ノノ・小脇・今村植村線 (13)		山ノノ・小脇・今村植村			102日	61回		②(1)	区域	③
霧島市	(有)中村タクシー・ ㈱有村観光	はやと循環ワゴン (右回り) (14)	隼人駅	隼人町・小浜	隼人駅	(循環) 17.0km	146日	292回		①	路線定期	③
霧島市	(有)中村タクシー・ ㈱有村観光	はやと循環ワゴン (左回り) (15)	隼人駅	隼人町・小浜	隼人駅	(循環) 17.0km	146日	292回		①	路線定期	③
霧島市	㈱タクシー国際	万膳・川影線 牧園線 (16)		牧園町・万膳・川影 牧園(万膳・川影、 中津川、三休、丸尾)			103日	185回 278回		②(1)	区域	③
霧島市	(有)中村タクシー・ 旭交通㈱	きりしまワゴン(国分・隼人地区) (17)		国分・隼人			200日	8000回		①	区域	①
霧島市	(有)中村タクシー	きりしまワゴン(溝辺地区) (18)		溝辺			93日	1395回		①	区域	①

2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3. 「利便増進特別措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。

4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

※計画運行回数の算出根拠

計画変更前 103日×6便(1日当たり)×30%(前年運行実績)=185.4回≒185回

計画変更後 A【103日×6便×20%×(9か月/12か月)】+B【278回】=278.1回

運行エリア拡大後(令和7年1月～9月の9か月間)の利用率上昇を20%の見込

補助系統に係る事業の概要や役割等を示した一覧表

No	実施主体	運行系統名	起点	経由地	終点	運行の様様	補助事業の活用	役割
1	交通事業者	空港崎森線	溝辺総合支所	鹿兒島空港	隼人駅	路線定期	ライダー補助	44頁に記載
2	交通事業者	福地・池之谷線	福山総合支所	福沢	福山総合支所	路線定期	ライダー補助	49頁に記載
3	交通事業者	比曽木野線	ふくふくふれあい館	比曽木野	福山公民館	路線定期	ライダー補助	49頁に記載
4	交通事業者	福地線(スクール登校便)	福山総合支所	福地	福山総合支所	路線定期	ライダー補助	49頁に記載
5	交通事業者	福地線(スクール下校便)	牧之原小前	福地	福山公民館	路線定期	ライダー補助	49頁に記載
6	交通事業者	福沢線(スクール登校便)	福山総合支所	福沢	福山総合支所	路線定期	ライダー補助	49頁に記載
7	交通事業者	福沢線(スクール下校便)	牧之原小前	福沢	福山総合支所	路線定期	ライダー補助	49頁に記載
8	交通事業者	永水・向田線		霧島永水・川北		区域	ライダー補助	47頁に記載
9	交通事業者	狭名田・野上線		霧島田口		区域	ライダー補助	47頁に記載
10	交通事業者	佳例川線		福山町佳例川		区域	ライダー補助	49頁に記載
11	交通事業者	福山線		福山町福山		区域	ライダー補助	49頁に記載
12	交通事業者	福沢線		福山町福沢		区域	ライダー補助	49頁に記載
13	交通事業者	山ノ口・小脇・今村植村線		山ノ口・小脇・今村植村		区域	ライダー補助	44頁に記載
14	交通事業者	はやと循環ワゴン(右回り)	隼人駅	隼人町小浜	隼人駅	路線定期	ライダー補助	42頁に記載
15	交通事業者	はやと循環ワゴン(左回り)	隼人駅	隼人町小浜	隼人駅	路線定期	ライダー補助	42頁に記載
16	交通事業者	万膳・川影線 牧園線		牧園町万膳・川影 牧園町(万膳・川影、 中津川、三休、丸尾)		区域	ライダー補助	47頁に記載
17	交通事業者	きりしまMワゴン(国分・隼人地区)		国分・隼人		区域	ライダー補助	42頁に記載
18	交通事業者	きりしまMワゴン(溝辺地区)		溝辺		区域	ライダー補助	44頁に記載

(備考)

・上記系統については、地域公共交通確保維持改善事業を活用し、継続的な運行を維持する必要があるものをまとめたもの。